

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県民生活部	県民安全課	H19.4.2	県北地域消費者保護行政推進事業委託料	2,321,530	佐世保市八幡町1-10 佐世保市 佐世保市長 光武 顕	県北の中核都市である佐世保市は、市独自でも消費者保護行政に尽力しており、県消費生活センターから遠隔の地にある県北地域全域の消費者に対して迅速、適切な対応が期待できる。 また、同市は県北地域において、消費者相談の専門窓口である「消費生活センター」を設置し、消費生活専門員を配置する唯一の市であるため。	第167条の2 第1項 第2号
2	県民生活部	県民安全課	H20.2.1	石油製品の地域格差の要因分析及び価格低廉化のための方策検討調査業務委託	2,221,934	佐世保市島瀬町10-12 株式会社親和経済文化研究所 代表取締役専務 光富 龍彦	本県のガソリン、灯油、軽油等の石油製品が全国的にも高いことについての要因並びに本土と離島との石油製品の価格差の要因を分析するとともに、価格低廉化のための方策を検討調査するものである。また、プロポーザルにより選定された業者と契約を行うため、随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
3	県民生活部	人権・同和対策課	H19.4.2	人権問題等の調査研究並びに啓発等に関する業務委託	6,700,000	長崎市上銭座町2-7 特定非営利活動法人 長崎人権研究所 理事長 藤澤 秀雄	部落問題をはじめとする人権問題に関する資料の収集及び調査研究並びに啓発等に関する事業、研究誌の発行などを実施する事業であり、県内の部落史をはじめとする人権問題の調査研究やフィールドワークの実施など業務遂行に必要な専門研究員の体制を備え、業務内容に精通し、目的を達成できる研究機関は、長崎県内には、当研究所だけである。	第167条の2 第1項 第2号
4	県民生活部	人権・同和対策課	H19.4.2	人権・同和問題に関する啓発指導業務委託	13,000,000	長崎市上銭座町2-7 部落解放同盟長崎県連合会 委員長 山口 涉	同和問題をはじめとした人権問題の解決等を目的とした各種啓発指導事業を実施するものであり、県民、学校・社会教育関係者、企業・団体職員などを対象とした啓発活動の推進等の業務内容を実施することができるのは当連合会だけである。	第167条の2 第1項 第2号
5	県民生活部	人権・同和対策課	H19.4.2	平成19年度人権啓発活動委託	2,150,000	長崎市桜町2-22 長崎市 長崎市長 伊藤 一長	この事業は、法務省の人権啓発活動地方委託要綱に基づくもので、各市町より、法務省へ実施計画書の提出を行い、実施内容の決定がなされている。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県民生活部	人権・同和対策課	H19.4.2	平成19年度人権啓発活動委託	1,850,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市 佐世保市長 光武 顕	この事業は、法務省の人権啓発活動地方委託要綱に基づくもので、各市町より、法務省へ実施計画書の提出を行い、実施内容の決定がなされている。	第167条の2 第1項 第2号
7	県民生活部	人権・同和対策課	H19.8.3	平成19年度企業内人権啓発推進指導者養成事業委託	1,400,000	長崎市上銭座町2-7 特定非営利活動法人 長崎 人権研究所 理事長 藤澤 秀雄	この事業は、企業における男女雇用機会均等やセクハラ、公正な選考採用、同和問題など企業活動を進める上での様々な人権上の課題を解決し、人権尊重の企業づくりを進めるために、企業内においてこれらの人権啓発活動を進める中心的な役割を担う指導者の育成など、企業での自主的な取り組みの拡充を支援することを目的に実施するもので、プログラムの企画やそれに即した講師の選定、確保などについては、人権問題に関する幅広い専門的な知識や講師等のネットワークが必要であり、本事業を進めることができる体制を備えた人権問題に関する専門的研究機関は、県内には、長崎人権研究所以外には存在しないことから、同研究所に対して本事業の委託を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
8	県民生活部	人権・同和対策課	H19.9.21	第8回ながさき人権フェスティバル開催運営業務委託	3,255,000	長崎市五島町5番17号 株式会社 一広 代表取締役 池永 秀敏	この事業は、人権問題の現状を踏まえた様々な人権課題の解決にむけた取り組みの一環で、催事運営の実績等を要するイベント業者5者による企画コンペを9月14日に実施し、審査のうえ最適業者を選定した。	第167条の2 第1項 第2号
9	県民生活部	人権・同和対策課	H19.10.18	「平成19年度同和問題啓発強調月間」啓発広告業務委託	3,465,000	長崎市五島町5番17号 株式会社 一広 代表取締役 池永 秀敏	この事業は、人権問題の現状を踏まえた様々な人権課題の解決にむけた取り組みの一環で、効果的な啓発広報が必要となることから、広告代理店5者による企画コンペを10月12日に実施し、審査のうえ最適業者を選定した。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	県民生活部	男女共同参画室	H19.4.2	男女共同参画ラジオ・ミニ講座制作放送業務委託	2,205,000	長崎市上町1-35 長崎放送株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	離島を含め、対馬、壱岐を除く県内全域を聴取域に持つAMラジオ局は、長崎放送(株)1者のみであり、より多くの県民に対し啓発を図るには、同社との契約が必要であるため。	第167条の2 第1項 第2号
11	県民生活部	交通安全対策課	H19.6.21	高齢者の交通事故防止対策事業業務委託	1,600,000	長崎市城栄町41番75号 長崎県交通安全母の会連合会 会長 倉光 順子	長崎県交通安全母の会連合会は、昭和49年9月3日に総理府(現内閣府)所管の社団法人として設立認可された社団法人全国交通安全母の会(略称:全交母)の定款に定められた「都道府県又は地方自治法に規定する指定都市単位に設けられた母親の交通安全活動のための団体で、この法人の目的に賛同して入会したもの」であり、全交母の普通会员である。毎年内閣府が全交母に委託している「全国交通安全キャラバン隊」の長崎県内行事を主催しているほか、県内全域の市町単位にある交通安全母の会を下部組織に持ち、任意団体とはいえ行政や警察がバックアップしている公共的な性質を持つボランティア団体である。また、「高齢者の交通事故防止対策事業」の先行事業である「平成17年度ながさきパートナーシップ創造事業(高齢者の交通安全講習会)」を長崎県交通安全対策課と協働で実施した実績があり、事業に精通している。「高齢者の交通事故防止対策事業」は、パートナーシップ創造事業において県内3市で実施された「参加・体験型の高齢者の交通安全研修会を県内全域で1年に4市町、3年間で合計12市町で実施することとしており、県内全域を網羅している唯一の公共的な交通安全活動ボランティア団体であり、事業に精通している長崎県交通安全母の会連合会に依頼する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
12	県民生活部	統計課	H19.5.1	平成18年事業所・企業統計調査に係る電算処理業務委託	4,021,500	長崎市栄町5番11号 株式会社 NDKCOM 代表取締役 久保 東	調査内容について、統計法14条、15条により秘密の保護が求められ、その取り扱いに特段の注意を必要とする。そのため、業者にも機密保持と安全対策が求められる。また、配送中の事故・紛失等のリスクをさけるため、至近の業者に限定される。以上の理由により、県内で唯一「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を有する業者との随意契約とした。	第167条の1 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	県民生活部	統計課	H19.6.1	平成19年商業統計調査に係る電算処理業務委託	2,940,000	長崎市栄町5番11号 株式会社 NDKCOM 代表取締役 久保 東	調査内容について、統計法14条、15条により秘密の保護が求められ、その取り扱いに特段の注意を必要とする。そのため、業者にも機密保持と安全対策が求められる。また、配送中の事故・紛失等のリスクをさけるため、至近の業者に限定される。以上の理由により、県内で唯一「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を有する業者との随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
14	県民生活部	生活衛生課	H19.4.2	犬捕獲抑留等業務委託	41,206,719	大村市西三城町51番地 有限会社 長崎県畜犬愛護 指導協力会 代表取締役 深田 良隆	狂犬病予防法に基づく犬の捕獲抑留業務等を行うものである。 具体的には犬の捕獲、抑留、殺処分、焼却処分等、危険を伴う業務で、一定の経験や技術が不可欠であり、県内にこのような業務を行うことができる者は、当該業者のみである。	第167条の2 第1項 第2号
15	県民生活部	生活衛生課	H19.11.2	油症の治療等に関する研究業務委託	1,150,000	長崎市坂本1-7-1 長崎油症研究班 班長 佐藤 伸一	本業務は、油症の治療研究に関する業務であり、実施には、油症に関する医学的・疫学的な専門知識が必要である。 長崎油症研究班は、昭和43年の油症発生当時に長崎大学医学部及び歯学部を中心とした医師らで組織され、現在に至るまで油症の診断及び治療に関する研究を進めており、その成果は関係方面から高く評価されている。 また、県内において、長崎油症研究班以外に油症に関する研究を行っている団体はない。 以上のことから、長崎油症研究班との随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
16	県民生活部	計量検定所	H19.4.2	特定計量器検査等業務委託	14,351,000	長崎市銭座町3-3 社団法人 長崎県計量協会 会長 安中 力三	(社)長崎県計量協会が、当該業務を委託できる本県で唯一の指定期検査(計量証明検査)機関であるため。	第167条の2 第1項 第2号